

〔出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組〕

組織体制の見直し

- ・評価当初から提言している「非常勤である常務理事（女性総合センター館長兼務）の常勤化」については、平成21年度においても厳しい財政状況にあるため実施できていないが、責任ある組織体制強化のためには必要不可欠なことから、引き続き検討していただきたい。
- ・平成21年度は、3係体制から2係体制へ組織を見直し、常勤職員1名減の12人体制で運営しているほか、常勤職員に対する1時間の時差出勤をこれまでの1名から4名に拡大し、夜間管理経費の一層の縮小を図るなど、経費節減に努力していることは評価できる。

経営基盤の充実・強化

- ・平成20年度は、指定管理者制度による利用料金収入の増加や経費節減に努めた結果、当期正味財産増減額は324千円の増加となった。
- ・指定管理者となっている愛媛県女性総合センターの運営については、施設パンフレットの関係者への積極的な配布による施設PRや、来館者からの意見・要望を取り入れた施設改善への取組などにより、利用件数は前年度比11.1%増の2,335件、利用料金収入は前年度比8.7%増の9,052千円となっている。一方、平成20年度利用者数が前年度比2.6%減の60,545人となったのは、300名が利用可能な多目的ホールを少人数で使用する件数が増えた影響と考えられ、施設が様々な方法で活用されるようになった結果とも考えられる。引き続き施設の存在を積極的にPRし、当施設の指定管理者として利用促進に努めていただきたい。
- ・当法人と県との役割分担については、県は総合企画的な事業、当法人では専門性を活かした事業と、それぞれの役割を担っているが、今後とも、県や市町などとの役割分担に十分留意して事業を実施していく必要がある。
- ・また、事業の成果についても、財団が情報誌を作成し、行政機関、女性団体など関係者に配布して周知しているほか、ホームページにも掲載しているが、引き続き分かりやすく一般県民に広く周知されるよう取り組む必要がある。

【公益法人制度改革への対応】

- ・公益法人制度改革への対応については、公益財団法人へ移行する方向であり、平成24年度中の移行を予定しているが、県公益法人担当課等のサポートを積極的に受け、早期に移行作業に取り掛かっていただきたい。
- ・当法人においては、指定管理者として行っている「施設の貸与」に係る維持管理経費が事業費の大半を占めており、公益財団法人への移行認定に当たっては、その扱いが焦点となるため、県公益法人担当課等とも相談し、公益目的での貸与と公益目的以外での貸与について、区分・整理を行っておく必要がある。
- ・新たな公益法人制度においては、法人における自己統治の確保の観点から、理事会、評議員会において、代理人出席や書面による議決権の行使ができなくなることを踏まえ、新たな制度下における理事等役員の人選には十分留意する必要がある。

〔総合的評価〕

- ・「非常勤である常務理事の常勤化」については、責任ある組織体制構築のためには必要不可欠なことから、引き続き検討すること。
- ・指定管理者となっている愛媛県女性総合センターの運営については、パンフレットやホームページの作成など積極的な広報活動や利用者に配慮した工夫・改善等により、利用件数や利用料金収入が増加傾向にあり、その取組みは評価できることから、引き続き県・市町などとの役割分担に十分留意しながら事業を実施し、当法人の事業の成果を一般県民に分かりやすく広く周知する取組を続けること。